

牧之原市「新型コロナウイルス感染症」に関する対策方針

1 現状の認識

(1) 国内の感染状況

- ア 全国的には、厚生労働省発表の令和3年11月29日0:00現在の感染者は、1,727,143人、死亡者は18,358人で、日々の新規陽性者数は減少しております。
- イ 静岡県では、11月28日発表時点で、26,786人の感染者が確認されており、1週間当たりの新規陽性者数が10万人当たり1%未満と低く抑えられており、病床占用率も1%を下回っております。
- ウ 牧之原市では、9月26日に330人目の感染者が確認されて以降新規陽性者は確認されておられません。

(2) 国の対応

令和3年11月19日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、政府基本的対処方針を決定しました。主な変更点としては、①病床の確保や臨時医療施設の整備、ITを活用した稼働状況の「見える化」などの医療提供体制の強化、②イベントの開催制限などの行動制限の変更、③ワクチン・検査パッケージの運用による緊急事態宣言・まん延防止等重点措置下における、飲食店やイベントでの人数制限等の緩和、④政府分科会の提言を踏まえた国の新たな評価レベルの運用などです。

内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」

<https://corona.go.jp>

(3) 静岡県の対応

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部は、令和3年11月19日政府対策本部において、政府基本的対処方針が決定されたことに伴い、11月26日静岡県実施方針を修正しました。現在のワクチン接種の進展等により、感染者の減少がみられる中、国から行動制限の緩和などを含む新たな基本的対処方針が示されたことから、これまでのコロナ対策の継続性を確保しつつ、新たな取組等を加えるものです。そして、直近の1週間の人口10万人当たりの新規感染者は0.16人と低く抑えられ、また、病床占有率は0.4%と医療提供体制が十分に確保されている現状を鑑み、引き続き県民や事業者等に対して基本的な感染防止対

策の徹底を呼び掛けつつ、政府基本的対処方針を踏まえた必要最小限の行動制限・要請とする当面の対応を決定しました。

静岡県「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関連情報」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

(4) 懸念事項

ワクチン接種後にも新型コロナウイルス感染症と診断される症例があること、ワクチンの効果について、変異株の出現の可能性や免疫の減衰の影響も踏まえ、引き続き基本的な感染対策が重要です。

新型コロナウイルス感染症への罹患は誰にでも生じ得るものであり、感染者をはじめ、医療従事者、ワクチン未接種者、海外帰国者などへの偏見・差別等を受けないよう、国民への普及啓発が必要とされています。

2 牧之原市の基本方針（令和3年11月30日現在）

多くの市民や事業者の感染対策への協力やワクチン接種率の向上等により、市内新規感染者は9月26日以降確認されておりません。しかしながら、全国、県内でも、非常に低い水準ではありますが、感染伝播はなお継続しています。今後、気温の低下により、屋内での活動が増えることにも留意が必要であり、年末に向けて、忘年会やクリスマス、正月休み等の恒例行事により、さらに社会経済活動の活発化が想定されるなかで、現在の感染状況が改善されている状態を維持していくことが重要とされています。

今後も、基本的な感染防止対策を引き続き徹底しつつ、感染防止策と社会経済活動の維持との両立に配慮して経済・社会への影響を最小限とします。

この際、新型コロナウイルス感染症について正しく理解したうえで各々の体調管理の徹底と、①換気の悪い「密閉」空間に②多くの人が「密集」し③近距離での「密接」な会話や発声という「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底など感染拡大を防止する「新しい生活様式」を引き続き実践していただくとともに、ワクチン・検査パッケージ制度なども活用いただくことを要請します。

また、市内での患者や患者クラスターが発生した教訓を踏まえ、今後とも適切な対応が取れるよう啓発するとともに、更にワクチンの追加接種の実施を進めてまいります。

なお、この方針は国内や周辺地域での発生状況及び政府や県、専門家会議

の発表を踏まえ段階的に改訂します。

3 市民の皆様へのお願い

市民の皆様には、特に以下の6点をお願いします。

(1) 各々の体調管理を徹底してください。

社会活動の再開に伴い、市民の行動範囲が広がりつつある中、新型コロナウイルスと何処で接触するかわかりません。「自分が感染しない」「他人にうつさない」という心構えを持って行動しましょう。

発熱やせきなどの症状がある場合には、外出や他人との接触を避け、かかりつけ医または、市や県の相談窓口にご相談ください。

【発熱患者などの相談・受診フロー図】

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/17/34076.html>

【市や県の相談窓口】

牧之原市健康推進課Tel0548-23-0024(平日8時30分～16時)

静岡県発熱等受診相談センターTel050-5371-0561(24時間受付)

(2) 「三つの密」がある環境を極力避ける

「三つの密」を避けるなど「新たな生活様式」の実践に努めつつ、社会経済活動を継続してください。具体的な留意事項は、業界ごとのガイドラインや「牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン」を参照してください。

また、スマートフォンをお持ちの方は、「接触確認アプリ」をご活用ください。

～新型コロナウイルス感染症の対応～「新しい生活様式」の実践～

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-onegai5.html>

牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/uploaded/attachment/32057.pdf>

※市役所での手続きについては、郵送で可能なもの(転出届、住民票・戸籍謄本・税証明などの請求)とマイナンバーカードを用いたコンビニ交付(住民票・印鑑登録証明)が可能です

<https://www.city.makinohara.shizuoka.jp/soshiki/9/32718.html>

(3) 市内の地産地消にご協力ください。

市内の生産者、商店や飲食店、理美容店など多くの事業者は、需要の

大幅な減少により、大変厳しく、死活的な状況にあります。市民の皆様のご協力によりこの難局を乗り切れるよう地産地消による市内の消費促進にご協力ください。

(4) 飲食店を利用する際には感染防止対策を徹底しましょう。

ア 牧之原市の「安全・安心認証店舗」や静岡県「ふじのくに安全・安心認証」店舗、業種別ガイドラインを遵守している飲食店を利用しましょう。

イ 会話の時はマスクを着用するなど、感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫をしましょう。

(5) 事業者の皆様には、感染拡大防止と経済活動を両立できるよう、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。

「業種別ガイドライン」(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201009>

(6) 最近2週間以内に海外から市内に移動した方若しくは濃厚接触者と指定された方は、移動や指定から2週間は外出をお控えください。

感染が拡大している地域から市内に移動した方も他人との接触には十分注意してください。また、その方のご家族においては、家庭内の感染防止に心掛けてください。

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

(7) 確かな情報を得て正しく備えるとともに、偏見や差別を退けてください。

当市はシトラスリボン運動を推奨します。

※シトラスリボン運動は愛媛県で発祥し、特産の柑橘にちなみ、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけて、「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動を広めています。リボンやロゴで表現する3つの輪は、地域と家庭と職場(もしくは学校)です。安心して検査を受けること、ひいては感染拡大を防ぐこと、感染者への差別や偏見を防ぐことを目指しています。

シトラスリボンプロジェクト

<https://citrus-ribbon.com/>

ア 感染者や感染が疑われる人に対する暴行や脅迫や侮辱はもとより、

プライバシーを暴いたり公表したりすることは犯罪です。

イ 新型コロナウイルス感染症について正しい知識を持って偏見や差別を退けてください

(ア) 誰もが感染しうる感染症だという事実

(イ) 誰もが気付かないうちに感染させてしまう可能性のある感染症だという事実

(ウ) 病気に対して生じた偏見や差別が、更に病気の人を生み出し、感染を拡大させるという負のスパイラル

(エ) 医療従事者をはじめとする感染リスクと隣り合わせで働いている人々に対する敬意

※偏見や差別の人権相談窓口は、法務省人権擁護局 HP「新型コロナウイルス感染症に関連して」をご覧ください。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html

4 市内における各種施策について

(1) 市民に対する情報提供について

ア 国内における発生状況、市内で発生した際には速やかに情報提供します。

イ 市民の混乱を招く不正確な情報については、事実確認を行い、対策を講じるとともに正確な情報発信に努めます。

(2) 感染防止策の徹底について

随時「牧之原市新しい生活様式のガイドライン」を改訂しつつ、感染防止のために注意すべき事項を発信します。

(3) ワクチン接種について

感染拡大を防止し、市民の生命と健康を守り、社会経済活動との両立を図るため、国からのワクチンの供給を受け、希望する市民が早期にワクチンの追加接種が着実にできるよう進めていくとともに、今後、実施が見込まれる5歳から11歳の接種についても対応してまいります。

※コールセンター(050-5210-8729)で接種の予約、健康推進課(23-0024)で電話相談を実施しています。

(4) 医療体制の確保について

ア 来院者には、院内感染防止のためのマスク・消毒剤使用の徹底を依

頼します。また、受診をむやみに控えたり、遅らせて重症化したりしないよう適切な受診を積極的に市民に啓発します。

イ 市内の診療所では発熱患者は院内に入れず、車内または院外で問診を行うなど、院内感染防止を徹底し、診療を実施していきます。

ウ 発熱した方で受診にお困りの方が速やかに受診することができるよう、近くの医療機関の紹介や、「静岡県発熱等受診相談センター」を案内していきます。また、受診方法も含め市民に広く周知していきます。

エ 新たな感染者を早期に見つけることや集団発生を避けるために、県や関係機関などと連携して、PCR検査や抗原定量検査などの検査体制を確保していきます。

オ 高齢者や基礎疾患を有する人への継続的な医療・投薬を行う観点から、電話診療による処方箋の発行など、医師会及び総合病院と協議を進め、直接受診しなくてもよい方法について検討を進めます。

(5) 自宅療養者への支援について

ア 自宅療養者の健康状態や重症化の兆候を早期に発見するため、保健所からパルスオキシメーターの貸与を受けていない人に対し、市から貸与します。

イ 県からの支援物資が届くまでの期間に、近隣の親族等による物資調達の支援が受けられない人に対し、3日分程度の食料品を支援します。

(6) 経済対策及び各種支援策への対応について

ア 事業者の皆様には、国や県が発信する情報などの適切な提供に努めます。

イ 生活にお困りの皆様の支援のため、食糧支援・緊急小口資金等の貸付・住宅確保給付金・生活保護などの支援制度について、社会福祉協議会と連携してご相談の対応を行っています。

ウ 市税の特例、その他の支援策についても情報発信に努めます。

エ 新型コロナウイルス感染症に係る支援策の「総合案内窓口」を設置しています。榛原庁舎及び相良庁舎市民課、さざんか社会福祉課、市民相談センターに案内表示を設置し支援策の担当課についてご案内します。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

<https://corona.go.jp/action/>

(7) 学校などの対応について

ア 「三つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など「新しい生活様式」や「学校における新型コロナ

- ウイルス感染症に関する管理マニュアル」に基づく基本的な感染対策を継続しながら、一部教育活動（合唱、調理、実習、グループ活動など）については再開をし、子どもの健やかな学びを保障していきます。
- イ 学校内で感染者が出た場合は、早急に濃厚接触者を特定し、必要に応じて、学年、学級等の最小限の単位で、閉鎖または休校の措置ができるよう、その判断を学校と市教育委員会で行います。
- ウ クラスターを防止するため、出勤や登園登校後に何らかの症状があり、すぐに医療機関を受診できない場合などは、必用に応じ、簡易抗原検査キットを配布し、検査を実施します。
- エ 部活動の公式試合、練習試合、合同練習は、各校の感染状況を踏まえた上で行うこととします。スポーツ少年団の活動については、競技別ガイドラインを遵守のうえ、公式試合、練習試合、合同練習の活動を認めることとします。
- オ 保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブは、引き続き感染予防に最大限配慮したうえで業務を継続します。

(8) 体育施設及び文化施設などについて

- ア 社会体育施設、社会教育施設及び文化施設については、「新しい生活様式」などの感染防止対策に配慮したうえで利用が可能です。大声を出す状況が生じる活動については、利用可能定員の制限を行い、50%までとします。ただし、競技団体または業界団体からガイドライン等が示されている場合は、その範囲内の活動となります。
- ※大声とは、通常より大きな声量で、反復・継続的に声を発すること。
- イ 公園の利用については制限しません。
- ウ さがら子生れ温泉会館及び福祉こども部所管施設は、「牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン」を参照して運営を行います。

(9) 市などが主催するイベントについて

「牧之原市「新しい生活様式」のガイドライン」を参照し、感染リスクを下げる対応をとったうえで実施し、それが困難な場合は自粛または縮小します。各団体におかれましては、牧之原市及び各業界団体のガイドラインを参照し、参加者の体調のチェックをしたうえで、感染リスクを下げる対応のより一層の徹底と、それが困難な場合は自粛または縮小をお願いします。

(10) 高齢者施設などの対応について

- ア 介護サービス事業者の皆様には、下記の感染拡大防止対策を徹底しつつ、支援を必要とする利用者やその家族の生活を維持する観点から、

可能な限りサービス提供を継続するよう要請します。

(ア) 全ての職員は、各自出勤前に体温を測定し、発熱や強いだるさ等の症状がある場合は、出勤しないことを徹底

(イ) 職員のみならず、委託業者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケット、手洗い、手指消毒の徹底

(ウ) 利用者においては、体調把握に加え風邪症状のある者はマスク着用などの対策の徹底

イ 感染症予防及び事業者内で感染者が発生した場合は、市より情報提供や助言を行います。

ウ クラスターを防止するため、職員、利用者が出勤や施設利用後に何らかの症状があり、すぐに医療機関を受診できない場合などに、簡易抗原検査キットを配布し、検査を実施します。

エ 介護保険施設の感染拡大防止対策を強化するため、新規入所者に対するPCR検査等の費用を助成するほか、利用者及び職員の行政検査によるPCR検査等費用の個人負担額を助成します。

オ 市内社会福祉施設は、引き続き感染予防に最大限配慮したうえで運営を継続できるよう支援します。

(11) 避難所の対応について

今後の水害や地震等の災害に備え、避難所が「三つの密」となりクラスターの発生源とならないように、国や県のガイドライン等に沿った運営ができるよう必要な資材などの準備をし、訓練を行っていきます。

(12) 市役所職員の感染防止施策を徹底します。

ア 全職員（教職員、保育士・放課後児童クラブ関係者を含む）の体調管理を徹底します。

(ア) 全職員は毎朝検温し、体調を各課所定の様式に記入して報告。異常がある場合は速やかに所属長を通じて報告します。

(イ) 37.5℃以上の場合または咳や倦怠感がある場合は出勤を取りやめ、帰国者・接触者相談センターに相談のうえ、指定医療機関を受診します。

(ウ) 短期間で解熱した場合も3日間は自宅で様子を観察します。

(エ) 短期間で解熱した場合も3日間は自宅で様子を観察します。なお、PCR検査等を実施し陰性であり、体調にも異常等がない場合は、出勤を可能とします。

(オ) 出張等で県境を跨ぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。なお、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えることとし、ワクチン・検査パッケージ制度の適

用を受けた場合は、その対象としないことを基本とします。

また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域からの来客の抑制を図り、感染予防策を徹底します。

イ 会議などにおいては非接触の体温計により 37.5℃を基準として参加の可否を判定します。また部外からの参加者については氏名と連絡先を記録します。

ウ 職員同士及び来庁者との「三つの密」を避ける対応をします。

(ア) 会議及び接客等においては適宜距離をおき、マスクの着用を徹底します。

(イ) 食堂で食事する場合、空間的、時間的な間隔をとり、マスクなしでの会話を控えます。

エ 人が頻繁に触れるドアノブなどをはじめ、執務室内を含めた庁舎内の消毒を徹底します。

オ 勤務する職員数を減らす対応をします。

(ア) 在宅勤務と有休休暇の併用により、勤務する職員数を抑制します。また、庁舎内における分散勤務により、執務室内の職員数を減らし「密」になることを防ぎます。

(イ) 庁内における打合せや会議等の削減及び時間短縮に努めるとともに、テレビ会議の活用を推進します。